

平成 23 年度 財政的援助団体等監査結果報告書

三重県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の対象範囲等	1
3	監査の実施方法	2
4	監査の着眼点	2
5	別表〔監査実施団体一覧〕	3
第 2	監査の結果及び意見	
1	監査の結果	5
2	監査の意見	5
	【出資(出捐)団体】	
	○公益財団法人三重県文化振興事業団	7
	○財団法人三重県国際交流財団	8
	○公立大学法人三重県立看護大学	9
	○財団法人三重県小動物施設管理公社	10
	○社会福祉法人三重県厚生事業団	11
	○財団法人三重こどもわかもの育成財団	12
	○株式会社三重県松阪食肉公社	14
	○財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	15
	○三重県漁業信用基金協会	16
	○財団法人三重県下水道公社	17
	○財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	18
	【公の施設管理団体】	
	○岩間造園株式会社	19
	○有限会社太陽緑地	19
	○紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	20
	○財団法人三重県体育協会	21
	○三重県体育協会グループ	22
	○有限会社熊野市観光公社	23
	【補助金等交付団体】	
	○学校法人ニッケン学園	24
	○学校法人エスコラピオス学園	25
	○学校法人大川学園	27
	○学校法人愛農学園	28
	○社会福祉法人伊賀市社会事業協会	30
	○紀南病院組合立紀南病院	32
	○医療法人正和会	33
	○社会福祉法人愛恵会	34
	○三重県木材協同組合連合会	35
	○「三重の木」利用推進協議会	36
	○松阪飯南森林組合	37
	○鈴四トマト研究会	38
	○三重県信用漁業協同組合連合会	39
	○J S R 株式会社	40
	○社団法人三重県防犯協会連合会	41
	○日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会	42

平成 23 年度財政的援助団体等監査結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 23 年 11 月 10 日から平成 24 年 2 月 20 日までに実施しました監査について、その結果を次のとおり報告します。

平成 24 年 2 月 27 日

三重県監査委員 植 田 十志夫
三重県監査委員 山 本 勝
三重県監査委員 笹 井 健 司
三重県監査委員 田 中 正 孝

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象範囲等

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納、その他の事務の執行状況を基本とし、出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査した。

(2) 監査対象期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(3) 監査実施団体及び実施期間

財政的援助団体等監査は、監査対象団体選定基準に基づき、33 団体（内訳別表）を選定のうえ、平成 23 年 11 月 10 日から平成 24 年 2 月 20 日まで監査を実施した。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	11
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの （指定管理者）	6
補助金等交付団体	県が補助金、交付金等を交付、及び貸付を行っているもの	16
計		33

（注）監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

3 監査の実施方法

監査実施 33 団体のうち、実地監査 13 団体、書面監査 20 団体を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査委員が団体に出向き、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査は、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、監査委員がその内容を確認する方法により実施した。

4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

(1) 出資（出捐）団体

- ・ 出資の目的に沿って事業が運営されているか。
- ・ 会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか。
- ・ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか。
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(2) 公の施設管理団体

- ・ 施設の管理は、契約の目的に沿って適正に行われているか。
- ・ 料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか。
- ・ 基本協定書の成果目標は、達成されているか。
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(3) 補助金等交付団体

- ・ 補助等の目的に沿って事業が実施されているか。
- ・ 補助事業等の執行にかかる会計事務は、適正に行われているか。
- ・ 補助金等は、対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 補助金等の額は、適正に算定されているか。
- ・ 補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか。
- ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

5 別 表 [監査実施団体一覧]

出資（出捐）団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
2	財団法人三重県国際交流財団	津市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
3	公立大学法人三重県立看護大学	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
4	財団法人三重県小動物施設管理公社	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
5	社会福祉法人三重県厚生事業団	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
6	財団法人三重こどもわかもの育成財団	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
7	株式会社三重県松阪食肉公社	松阪市	農水商工部	平成24年1月23日	実地
8	財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市	農水商工部	平成24年1月23日	実地
9	三重県漁業信用基金協会	津市	農水商工部	平成24年1月23日	実地
10	財団法人三重県下水道公社	松阪市	県土整備部	平成24年2月20日	書面
11	財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	津市	教育委員会	平成24年1月23日	実地

公の施設管理団体（出資団体との重複4団体）

No	団 体 名	施設の所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	岩間造園株式会社	四日市市	県土整備部	平成24年2月20日	書面
2	有限会社太陽緑地	明和町	県土整備部	平成24年1月24日	実地
3	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	紀北町	県土整備部	平成24年1月26日	実地
4	財団法人三重県体育協会	鈴鹿市	教育委員会	平成24年1月23日	実地
5	三重県体育協会グループ	伊勢市 鈴鹿市	教育委員会	平成24年2月20日	書面
6	有限会社熊野市観光公社	熊野市	教育委員会	平成24年1月26日	実地
【7】	【三重県文化振興事業団】	津市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
【8】	【三重県厚生事業団】	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【9】	【三重こどもわかもの育成財団】	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【10】	【三重県下水道公社】	松阪市	県土整備部	平成24年2月20日	書面

【 】は出資団体との重複団体

補助金等交付団体（出資団体、公の施設管理団体との重複 5 団体）

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	学校法人ニッケン学園	四日市市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
2	学校法人エスコラピオス学園	四日市市	生活・文化部	平成24年1月23日	実地
3	学校法人大川学園	津市	生活・文化部	平成24年2月20日	書面
4	学校法人愛農学園	伊賀市	生活・文化部	平成24年1月24日	実地
5	社会福祉法人伊賀市社会事業協会	伊賀市	健康福祉部	平成24年1月24日	実地
6	紀南病院組合立紀南病院	御浜町	健康福祉部	平成24年1月26日	実地
7	医療法人正和会	四日市市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
8	社会福祉法人愛恵会	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
9	三重県木材協同組合連合会	津市	環境森林部	平成24年2月20日	書面
10	「三重の木」利用推進協議会	津市	環境森林部	平成24年2月20日	書面
11	松阪飯南森林組合	松阪市	環境森林部	平成24年1月24日	実地
12	鈴四トマト研究会	四日市市	農水商工部	平成24年2月20日	書面
13	三重県信用漁業協同組合連合会	津市	農水商工部	平成24年2月20日	書面
14	J S R株式会社	四日市市	農水商工部	平成24年2月20日	書面
15	社団法人三重県防犯協会連合会	津市	警察本部	平成24年2月20日	書面
16	日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会	津市	教育委員会	平成24年2月20日	書面
【17】	【三重県立看護大学】	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【18】	【三重県厚生事業団】	津市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【19】	【三重こどもわかもの育成財団】	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日	書面
【20】	【三重県松阪食肉公社】	松阪市	農水商工部	平成24年1月23日	実地
【21】	【三重県体育協会】	鈴鹿市	教育委員会	平成24年1月23日	実地

【 21 】 は出資団体、公の施設管理団体との重複団体

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

改善を要する事項については、所管部局において団体に対する指導を行うなど、適切な措置を講じられたい。

○改善を要する事項

項目	会計事務等に関すること	補助金等事務に関すること	事業の執行に関すること	計
団体に対する意見	38件	26件	10件	74件
所管部局に対する意見	18件	35件	7件	60件

※意見の詳細については、団体別意見（7ページ以降）のとおり。

2 監査の意見

(1) 共通意見

以下のように改善を要する事項が複数の団体で見受けられたので、所管部局にあっては該当団体はもとより、今回監査の対象とならなかった団体に対しても指導・助言に努められたい。

会計事務等に関すること

○ 貸借対照表等の財務諸表において、費用等の計上漏れや記載誤りなどの不備があったので、適正に表示されたい。

（三重県文化振興事業団、三重県厚生事業団、三重こどもわかもの育成財団、三重県松阪食肉公社、三重北勢地域地場産業振興センター、三重県漁業信用基金協会）

○ 契約手続において、予定価格が設定されていないものがあったので、会計規程等に基づき適正に設定されたい。

（三重こどもわかもの育成財団、三重県体育協会グループ、愛恵会）

○ 公の施設管理における業務計画書や業務報告書について、期限内に提出されていないものがあったので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

（三重こどもわかもの育成財団、太陽緑地、紀伊長島レクリエーション都市開発、熊野市観光公社）

補助金等事務に関すること

- 補助金等の執行において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

所管部局におかれては、同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

生活・文化部（ニッケン学園、エスコラピオス学園、大川学園、愛農学園）、健康福祉部（三重県立看護大学、三重こどもわかもの育成財団、伊賀市社会事業協会、紀南病院、正和会、愛恵会）、環境森林部（三重県木材協同組合連合会、「三重の木」利用推進協議会、松阪飯南森林組合）、農水商工部（三重県松阪食肉公社、三重県信用漁業協同組合連合会）、教育委員会（三重県体育協会、日本スポーツマスターズ2010 三重大会実行委員会）、警察本部（三重県防犯協会連合会）

- 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、取扱要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、取扱要領に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

生活・文化部（ニッケン学園、エスコラピオス学園、愛農学園）、健康福祉部（伊賀市社会事業協会）

事業の執行に関すること

- 多数の個人情報を持しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。

〔 三重県国際交流財団、三重県漁業信用基金協会 〕

- 公の施設の管理において成果目標を設定して業務を行っているが、未達成の項目について目標達成に努められたい。

〔 三重県厚生事業団、三重県体育協会 〕

(2) 団体別意見

団体別の意見については、次ページ以下のとおりである。

出資（出捐）団体

【公益財団法人三重県文化振興事業団】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：2,000,000,000円（県出資比率：100.0%）
公の施設 管理	施設名：三重県総合文化センター
	平成22年度指定管理料：756,956,214円

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
再委託の報告	○県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。
区分経理	○他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。
財務諸表	○震災の影響により、平成23年度に延期された貸館サーバの更新について、22年度の費用として計上していた。

※ 貸館サーバ：施設利用システムの基幹コンピュータ。

【所管部局に対する意見】

(1) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 文化振興室)

(2) 次世代の文化体験活動推進事業にかかる委託契約書において、添付すべき「個人情報取扱特記事項」が未添付のため、個人情報を適切に取り扱うようこれを添付し、受託者に遵守させられたい。

(所管室名：生活・文化部 文化振興室)

【財団法人三重県国際交流財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：355,070,201円（県出資比率：72.8%）

[監査結果及び意見]

- (1) 法人では多数の個人情報を持しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
物品出納簿	○会計規程に定める物品出納簿が作成されていなかった。
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。
月次報告	○会計規程に定める月次報告が行われていなかった。

※ 月次報告：出納員は、毎月末に収入支出計算書並びに現金及び有価証券出納計算書を作成し、常務理事に提出することとなっている。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 国際室)

【公立大学法人三重県立看護大学】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：3,770,320,000円（県出資比率：100.0%）
交付金	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金：631,773,210円 公立大学法人三重県立看護大学の確実な運営を図るため、当該法人の運営に要する経費に対し交付金を支給する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
たな卸資産の管理	○たな卸資産管理規程に定める資産について、その受払が記録されていないものがあった。
公印の管理	○委託契約手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあった。
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

【所管部局に対する意見】

(1) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管室名：健康福祉部 健康福祉総務室）

(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

（所管室名：健康福祉部 健康福祉総務室）

【財団法人三重県小動物施設管理公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：100.0%）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管室名：健康福祉部 薬務食品室）

【社会福祉法人三重県厚生事業団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：100.0%）
公の施設管理	施設名：三重県身体障害者総合福祉センター 平成22年度指定管理料：142,316,676円
負担金	いなば園自立経営基盤整備負担金（負担金の支給は平成20年度完了） 平成22年度充当額：459,623,100円 いなば園の利用者の指導訓練等の継続性、安定性を確保し、自立的、主体的な運営を行うため、園の自立経営基盤を整備する経費に充当する。 (補助率 10/10)

[監査結果及び意見]

- (1) 公の施設管理については、施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して業務を行っているが、16項目のうち生活援助棟利用者率や地域生活移行率など10項目で目標を達成していない。

平成23年度から2期目の指定管理者に指定されているので、引き続き成果目標とされた項目については、未達成要因についての分析をふまえ、目標達成に努められたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○財務諸表には、選択採用した会計方針等を注記事項として記載しているが、必要な注記事項が省略されていたり、一部記載内容が不足していた。

※ 選択採用：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合に、その中から一つの会計処理を選ぶこと。なお、採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。

[所管部局に対する意見]

- (1) 公の施設管理については、成果目標を設定して業務を行っているが、16項目中10項目が未達成であるため、目標が達成できるよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

【財団法人三重こどもわかもの育成財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：260,000,000円（県出資比率：63.4%）
公の施設管理	施設名：みえこどもの城 ----- 平成22年度指定管理料：79,069,000円
補助金	青少年育成推進活動補助金：1,638,000円 ----- 青少年育成県民交流会事業、少年の主張事業等に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

- (1) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○青少年特別会計において、特定資産の科目名を運用財産と記載していたが、資産の保有目的又は用途を示す科目名を記載すべきである。また、この特定資産の財源を明らかにするため、貸借対照表及び正味財産増減計算書においては、指定正味財産として整合させて計上すべきである。 ○国公債にかかる未収利息について、貸借対照表の資産及び正味財産増減計算書の経常収益に計上されていなかった。
契約手続	○契約を締結する際に、財務規程に定める予定価格が設定されていないものがあつた。
業務報告書	○公の施設管理の基本協定書に定める業務報告書について、提出されていないものがあつた。
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。

※ 指定正味財産：用途の指定された正味財産（純資産）であり、法人の意思で用途を決めることができる一般正味財産と区分する必要がある。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定するよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：健康福祉部 こども未来室)

(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 こども未来室)

(3) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の補助事業を継続する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 こども未来室)

【株式会社三重県松阪食肉公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：32,396,000円（県出資比率：32.4%）
補助金	食肉処理施設維持対策事業補助金：38,250,000円 (株)三重県松阪食肉公社が他のと畜場との競争力を維持し、経営の安定化を図るために必要な、施設維持管理対策、経営対策、衛生対策の事業に要する経費に補助する。 (補助率 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

- (1) 平成22年度の営業損失の額は、前年度と比較して1,949千円悪化し80,558千円となっており、県や関係市町からの補助金により当期純利益1,109千円を確保している状況である。

新たに策定した中期経営改善計画の目標を達成するとともに、今後も徹底的な収支の改善を図り、経営の健全化に努められたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○経理規程において固定資産の計上基準が定められているが、基準未満の資産が計上されていた。
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 公社では、平成22年5月に中期経営改善計画（平成22～24年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところである。

しかしながら、公社の経営状況は恒常的に営業損失を計上しており、県や関係市町からの補助金によって純利益を確保している状況であるので、経営改善計画の目標達成や経営改善について、引き続き指導、助言等を行われたい。

（所管室名：農水商工部 農畜産室）

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管室名：農水商工部 農畜産室）

- (3) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

（所管室名：農水商工部 農畜産室）

【財団法人三重北勢地域地場産業振興センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：7,000,000円（県出資比率：31.8%）

【監査結果及び意見】

- (1) 法人では、公益法人制度改革への対応方針が未確定であったため、平成19年度以降、中期経営計画が策定されていない。また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。

地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画を策定されたい。

※ 当期一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当するもの。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	○3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。 ○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。

※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

【所管部局に対する意見】

- (1) 法人では、中期経営計画が策定されておらず、また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。

地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画策定に向けて取り組むよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：農水商工部 科学技術・地域資源室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：農水商工部 科学技術・地域資源室)

【三重県漁業信用基金協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：429,300,000円（県出資比率：38.5%）

[監査結果及び意見]

- (1) 法人では多数の個人情報等を有しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。

※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管室名：農水商工部 水産経営室）

【財団法人三重県下水道公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：28,000,000円（県出資比率：50.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県流域下水道施設
	平成22年度指定管理料：2,369,929,638円

[監査結果及び意見]

- (1) 法人の業務は、その大半を公の施設管理業務が占めているとはいえ、管理業務以外にも下水道に関する知識の普及及び啓発等を行っている。
 しかしながら、平成14～23年度の中長期計画においては、管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう策定に取り組みたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。
公印の管理	○理事会、評議員会の開催通知手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあった。
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。
個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。
預り金の整理	○キャンプ場の利用者から収受した使用料について、預り金として法人の帳簿に記載・整理していなかった。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

- (1) 法人の平成14～23年度の中長期計画においては、公の施設管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：県土整備部 下水道室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：県土整備部 下水道室)

【財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：89,217,000円（県出資比率：29.2%）

【監査結果及び意見】

法人では平成17年度に津ヨットハーバー危機管理マニュアルを策定しているが、非常時連絡系統表等が最新のものとなっていないなど、毎年度当初に行うべき見直しが行われていないため、早急に見直しを行うとともに、このマニュアルに基づく連絡体制確認等の訓練を実施されたい。

また、同マニュアルは大規模地震・津波を想定したものとなっていないため、内容を検討のうえ、大規模災害の対応等を含めたマニュアルとなるよう見直しを図られたい。

公の施設管理団体

【岩間造園株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園北勢中央公園 ----- 平成 22 年度指定管理料：52,618,000 円

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【有限会社太陽緑地】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園大仏山公園 ----- 平成 22 年度指定管理料：43,500,000 円

[監査結果及び意見]

- (1) 公園利用者数の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	○個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。
業務計画書	○基本協定書に定める業務計画書が、期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 公園利用者数の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認するよう指導されたい。
(所管室名：県土整備部 都市政策室)
- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管室名：県土整備部 都市政策室)

【紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園熊野灘臨海公園 ----- 平成 22 年度指定管理料：51,666,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
区分経理	○公の施設管理事業と他の事業とは区分して経理する必要があるが、経費の一部について区分の誤りがあった。
再委託の承認	○県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあった。
業務計画書	○業務計画書について県の承認を得ていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：県土整備部 都市政策室)

- (2) 法人から提出される業務計画書について、基本協定書第 26 条に定める承認がなされていないので、その内容を検討し、必要があれば変更を指示したうえで、承認を行われたい。

(所管室名：県土整備部 都市政策室)

【財団法人三重県体育協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立鈴鹿青少年センター
	平成 22 年度指定管理料：65,918,000 円
補助金	スポーツ団体等活性化補助金：19,409,000 円
	アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るための事業等に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

- (1) 施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して管理業務を行っているが、利用者満足度については目標を達成したものの、施設稼働率、施設延利用者数については目標を下回っているため、目標達成に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 成果目標を設定して管理業務を行っているが、3項目中2項目が未達成であるため、目標が達成できるよう指導、助言等を行われたい。
(所管室名：教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室)
- (2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。
(所管室名：教育委員会事務局 スポーツ振興室)

【三重県体育協会グループ】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営総合競技場
	平成 22 年度指定管理料：59, 118, 000 円
	施設名：三重県営鈴鹿スポーツガーデン
	平成 22 年度指定管理料：339, 399, 000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
履行確認	○会計規程に定める履行の確認の記録が行われていなかった。 (三重県営総合競技場)
物品の処分	○物品の処分について、会計規程に定める処分決定調書の作成等が行われていなかった。(三重県営鈴鹿スポーツガーデン)
利用料金の申し出	○体育館トレーニングルームの利用料金の変更について、基本協定書に定める申し出が、期限内に行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)
契約手続	○契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。(三重県営鈴鹿スポーツガーデン)

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：教育委員会事務局 スポーツ振興室)

【有限会社熊野市観光公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立熊野少年自然の家 ----- 平成 22 年度指定管理料：43,141,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあつた。

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室)

補助金等交付団体

【学校法人ニッケン学園】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立外国人学校振興補助金：4,000,000円 ----- 教育に要する経常的経費を補助する。(補助率 定額)
	私立外国人学校教材費等補助金：21,787,500円 ----- 教材費及び通学バス送迎費の減免措置に対し、補助する。(補助率 定額)
	私立高等学校等授業料減免補助金：447,200円 ----- 経済的困窮生徒の授業料の減免措置に対し、補助する。(補助率 定額)
交付金	高等学校等就学支援金事務費交付金：14,040円 ----- 就学支援に係る事務経費に対し、交付金を支給する。(補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(2) 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

【学校法人エスコラピオス学園（補助対象：海星高等学校、海星中学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立高等学校等振興補助金：292,636,000円 ----- 教育に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校等授業料減免補助金：4,582,500円 ----- 経済的困窮生徒の授業料の減免措置に対し、補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校等入学一時金給付事業補助金：337,500円 ----- 経済的困窮新入生徒の入学金半額免除措置に対し、補助する。（補助率 定額）
	私立学校人権教育推進補助金：459,166円 ----- 人権教育担当教員の代替教員の雇用に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金：300,000円 ----- 教育改革に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校教育国際化推進事業補助金：300,000円 ----- 外国人語学指導助手の雇用に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
	結核健康診断補助金：56,989円 ----- 結核患者の早期発見等に資するための健康診断経費を補助する。（補助率 2/3）
	交付金
	高等学校等就学支援金事務費交付金：201,123円 ----- 就学支援に係る事務経費に対し、交付金を支給する。（補助率 定額）

〔監査結果及び意見〕

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○実績報告書が、県から通知した期限や各補助金等の要綱・要領等に定める期限内に提出されていないものがあつた。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

- (2) 所管室が団体へ通知した実績報告書の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたものがあったので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。また、提出遅延のものについては、今後、適正な処理を行うよう法人を指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

【学校法人大川学園（補助対象：大川幼稚園、津西幼稚園）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立幼稚園振興補助金：79,597,000円 ----- 教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）： 3,500,000円 ----- 預かり保育等推進事業の実施に要する人件費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金(子育て支援)：1,200,000円 ----- 子育て支援事業の実施に要する人件費・教材費等を補助する。 (補助率 定額)
	私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金：392,000円 ----- 心身障がい児への特別の支援に要する人件費等を補助する。 (補助率 定額)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○私立幼稚園振興補助金において、財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに提出することになっているが、期限までに提出されていなかった。

【所管部局に対する意見】

(1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(2) 財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに県に提出することになっているが、期限までに提出されていなかったため、期限内に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

【学校法人愛農学園（補助対象：愛農学園農業高等学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立大学等経常費補助金(私立高等学校経常費補助)：12,700,000円 長期の宿泊を伴う産業教育など特色のある教育活動に要する経常費を補助する。(補助率 定額)
	私立高等学校等振興補助金：62,487,000円 教育に要する経常的経費を補助する。(補助率 定額)
	私立高等学校等授業料減免補助金：575,300円 経済的困窮生徒の授業料の減免措置に対し、補助する。(補助率 定額)
	私立高等学校等入学一時金給付事業補助金：225,000円 経済的困窮新入生徒の入学金半額免除措置に対し、補助する。(補助率 定額)
	私立学校施設整備費補助金：3,233,000円 エコキャンパス推進事業として、低炭素社会の実現に向けて、学校法人が設置する高等学校等における環境に配慮した学校施設の整備に要する経費を補助する。(補助率 1/3)
	私立学校耐震化緊急整備費補助金：52,500,000円 校舎等の地震に対する安全性確保に要する経費を補助する。(補助率 3/4)
	交付金
	高等学校等就学支援金事務費交付金：25,272円 就学支援に係る事務経費に対し、交付金を支給する。(補助率 定額)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○私立学校耐震化緊急整備費補助金の実績報告書において、必要な書類の一部が添付されていなかった。

【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(2) 補助金事務において、県への実績報告に必要な書類が一部添付されていなかったため、今後、提出書類の精査を徹底し、不備のないよう補助事業者を指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(3) 補助金事務において、交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず交付決定前の事業着手が認められているので、諸規定等を整備し、判断基準の透明性確保に努められたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

(4) 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

【社会福祉法人伊賀市社会事業協会（補助対象施設：上野点字図書館、梨ノ木園他）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	産休等代替職員賃金補助金：2,108,000円
	出産又は傷病による長期休暇職員の代替任用に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)
	三重県点字図書館運営事業費補助金：32,252,000円
	運営に要する経費を補助する。 (補助率 10/10)
	結核健康診断補助金：36,115円
	結核患者の早期発見等に資するための健康診断経費を補助する。 (補助率 2/3)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○産休等代替職員賃金補助金の実績報告書が、補助金交付要領に定める期限内に提出されていないものがあつた。

【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 健康危機管理室、障害福祉室、こども家庭室)

- (2) 実績報告書の提出遅延があつたので、今後、適正な処理を行うよう法人を指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 こども家庭室)

- (3) 三重県点字図書館運営事業費補助金の交付決定に際して、身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱に定められた交付条件を付さず、また誤った交付条件が付されているので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (4) 所管室が団体に通知した結核健康診断補助金の変更交付申請書及び実績報告書の提出期限が、交付要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

(所管室名：健康福祉部 健康危機管理室)

- (5) 所管室が団体に通知した産休等代替職員賃金補助金の交付申請書の提出期限が、交付要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

(所管室名：健康福祉部 子ども家庭室)

【紀南病院組合立紀南病院】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	医療施設耐震化整備事業費補助金：59,004,000円 紀南病院中央館の耐震補強工事に要する経費を補助する。 (補助率 1/2以内)
	医療施設運営費等補助金(産科医療機関確保事業)：22,810,000円 地域の産科医療を支えるために要する経費を補助する。(補助率 1/2)
	医療施設運営費等補助金(へき地医療拠点病院運営事業)： 2,987,000円 地域のへき地医療を支えるために要する経費を補助する。 (補助率 1/2)
	救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金：7,245,000円 病院群輪番制度の当番日に当直した救急担当医の給与費を補助する。 (補助率 1/2)
	救急勤務医支援事業補助金：5,298,000円 休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる手当を補助する。 (補助率 1/3)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
会計事務等	○補助事業の遂行において工事を施工するにあたり、伺い文書が作成されていなかった。

【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 医療政策室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 医療政策室)

【医療法人正和会（補助対象：介護老人保健施設 老健クローバー）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	老人保健福祉施設整備費補助金：25,000,000 円
	老人保健福祉施設の整備促進のため、施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金：24,000,000 円
	老人保健福祉施設の円滑な開設のため、老人保健福祉施設の開設準備に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金において、交付要領に定める状況報告書が提出されていなかった。

【所管部局に対する意見】

補助金事務において、県への状況報告がされていないものがあったので、報告書の提出状況を把握し、未報告のないよう補助事業者を指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 長寿社会室)

【社会福祉法人愛恵会（補助対象：生活訓練施設 ひまわり）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	精神障害者社会復帰施設運営費補助金：38,072,000円
	精神障害者の地域社会における社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を運営する者に運営に要する経費を補助する。 (補助率 10/10 以内)
	精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金： 837,584円
	福祉職員の処遇改善に取り組む精神障害者社会復帰施設等を運営する者に対し、運営費補助金の交付に加え、福祉職員の賃金改善に要する経費を補助する。 (補助率 10/10 以内)

【監査結果及び意見】

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請書が提出されていなかった。 ○精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していた。
契約手続	<ul style="list-style-type: none"> ○契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていなかった。

【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (2) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に規定する変更交付申請がされていなかったため補助事業者に対し、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (3) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していたので、書類のチェックを適切に行い、適正な書類の提出を指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (4) 精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の実績報告書の添付書類の中に不必要なものがあったので、添付書類の可否を検討されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

- (5) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

【三重県木材協同組合連合会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	「三重の木」利用拡大等支援事業補助金：5,096,000円
	「三重の木」認証事業者が行う県産材利用拡大事業に要する費用を補助する。 (補助率 10/10)
	木とのふれあい促進事業費補助金：1,245,100円
	広く県民を対象とした木とのふれあいを促進する事業に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

【所管部局に対する意見】

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：環境森林部 森林・林業経営室、自然環境室)

【「三重の木」利用推進協議会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	「三重の木」利用拡大等支援事業補助金：4,340,391円
	「三重の木」認証事業者が行う県産材利用拡大事業に要する費用を補助する。(補助率 10/10)
	「三重の木」家づくり情報提供支援事業補助金：2,708,000円
	「三重の木」利用推進協議会が行う県産材及び「三重の木」認証材の利用拡大につながる情報発信に要する費用を補助する。(補助率 1/2)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：環境森林部 森林・林業経営室)

【松阪飯南森林組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	造林補助事業補助金：146,112,328 円 植栽、下刈り、間伐、作業道開設、高齢林の間伐などによる森林整備の実施に要する経費を補助する。(補助率 4/10～5/10)
	間伐対策事業費補助金：30,750,000 円 効率的かつ効果的な間伐等の森林整備を実施するため、これに必要な基幹作業道及び作業道の整備並びに林業機械の導入を図る経費や、未整備森林の解消を推進する事業に要する経費を補助する。(補助率 定額)
	森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金：33,250,000 円 三重県森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐材等の森林整備の促進及び森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図る事業に要する経費を補助する。(補助率 定額)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

【所管部局に対する意見】

森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：環境森林部 森林・林業経営室)

【鈴四トマト研究会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	リーディング産地新規参入者受入体制強化緊急支援事業補助金： 19,000,000 円 ----- 産地生産力の維持強化を図るため、産地構造改革活動や施設整備等に 要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助要件となっている「財産管理台帳の作成」、「独立の口座開設又はこれに替わる独立した出納簿による整理」が行われていなかった。

[所管部局に対する意見]

補助金事務において、補助要件に沿った事務処理が一部行われていなかったため、今後、適正な事務処理となるよう補助事業者を指導されたい。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

【三重県信用漁業協同組合連合会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	経営健全化促進事業利子補給金：15,851,683円 ----- 外湾漁協の販購買事業に必要となる運転資金の貸付に対する利子補給金を交付する。(補助率 1/2以内)
	漁協等経営基盤強化対策事業利子補給金：1,534,461円 ----- 経営基盤の強化対策に必要となる整備資金の貸付に対する利子補給金を交付する。(補助率 定額)
	漁協組織緊急再編対策事業利子補給金：608,194円 ----- 経営基盤の強化対策に必要となる整備資金の貸付に対する利子補給金を交付する。(補助率 定額)
	漁業近代化資金利子補給金：31,299,121円 ----- 漁業者等が低利で漁業近代化資金を借入できるよう、漁業者等に資金を貸し付ける融資機関に対し、利子補給金を交付する。(補助率 定額)
	漁業経営維持安定資金利子補給補助金：10,572,013円 ----- 漁業経営維持安定資金借入に対する利子補給金を交付する。(補助率 定額)
	合併漁協等自立促進事業利子補給金：1,499,999円 ----- 合併又は信用事業を譲渡した漁協の販購買事業に必要となる資金の貸付に対する利子補給金を交付する。(補助率 1/2以内)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則で規定する補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：農水商工部 水産経営室)

【JSR株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	バレー構想先端産業等立地促進補助金：215,424,000円 ----- 県内への企業の立地を促進する施策を講ずることにより、産業構造の高度化及び雇用の機会の創出を図り、もって本県経済の健全な発展と県民の福祉の向上に寄与するための施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 10/100)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【社団法人三重県防犯協会連合会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	三重県防犯協会連合会補助金：1,760,000円 防犯事業の促進のための事業に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○警察関係補助金交付要領に定める変更承認申請書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 警察関係補助金交付要領の補助事業等状況報告書の提出に関する定めが、三重県補助金等交付規則の定めと合致していないので、同要領の文言について検討されたい。あわせて、状況報告書を適時適切に提出するよう指導されたい。
(所管室名：警察本部 生活安全企画課、会計課)
- (2) 警察関係補助金交付要領に定める変更承認申請書が提出されていなかったの
で、補助事業者に対し適時適切に提出するよう指導されたい。
(所管室名：警察本部 生活安全企画課)
- (3) 警察関係補助金交付要綱の規定では、補助対象経費が事業費予算額とされて
いるが、支出済額である実績額に改めるよう検討されたい。
(所管室名：警察本部 生活安全企画課、会計課)
- (4) 補助金の申請書、概算払請求書や実績報告書及びそれらの添付書類において
補助対象事業に係る経費が明示されていない。対象経費を明示する書類を添付
させることなどを検討されたい。
(所管室名：警察本部 生活安全企画課)

【日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
負担金	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会負担金： 23,562,526 円
	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会の開催に要する経費を負担する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の事業を実施する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管室名：教育委員会事務局 スポーツ振興室)

平成 23 年度財政的援助団体等監査結果報告書

平成 24 年 2 月発行

三重県監査委員事務局

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL. 059-224-2923

FAX. 059-224-2220

<http://www.pref.mie.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.jp